

芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (省略)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節・第2節 (省略)</p> <p>第3節 入湯税(第148条—<u>第156条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第32条第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額_____、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (省略)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節・第2節 (省略)</p> <p>第3節 入湯税(第148条—<u>第154条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第32条第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除</p>

改正案	現行
<p>若しくは第 26 条の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第 14 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 103 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき<u>5,262 円</u>とする。</p> <p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第 149 条 次に掲げる者に対しては、入湯税は課さない。</p> <p>(1) 一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>(2) 地域住民の福祉の向上を図るため、市又は社会福祉法人その他これらに準ずる者が設置した施設の浴場に入湯する者</p> <p><u>(3) 年齢 12 歳未満の者</u></p> <p>(入湯税の税率)</p> <p>第 150 条 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、<u>次の各号に定める額</u>とする。</p> <p>(1) <u>宿泊者 150 円</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる者以外のもの 75 円</u></p> <p><u>(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)</u></p> <p>第 155 条 <u>入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入場料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の帳簿は、その記載の日から 1 年間これを保存しなければならない</u></p>	<p>若しくは第 26 条の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第 14 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 103 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき<u>4,618 円</u>とする。</p> <p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第 149 条 次に掲げる者に対しては、入湯税は課さない。</p> <p>(1) 一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>(2) 地域住民の福祉の向上を図るため、市又は社会福祉法人その他これらに準ずる者が設置した施設の浴場に入湯する者</p> <p>(入湯税の税率)</p> <p>第 150 条 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、<u>150 円</u>とする。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>い。</u> <u>(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)</u></p> <p><u>第 156 条 前条第 1 項の規定によつて帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず，若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第 2 項の規定によつて保存すべき帳簿を 1 年間保存しなかつた場合においては，その者に対し，10 万円以下の罰金刑を科する。</u></p> <p><u>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては，その行為者を罰する外，その法人又は人に対し，同項の罰金刑を科する。</u></p> <p>附 則</p> <p>第 15 条 削除</p> <p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第 32 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は，第 103 条の規定にかかわらず，当分の間，1,000 本につ</p>	<p>附 則</p> <p><u>(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)</u></p> <p>第 15 条 <u>分離課税に係る所得割の額は，当分の間，第 51 条及び第 52 条の規定を適用して計算した金額からその 10 分の 1 に相当する金額を控除して得た金額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合における第 57 条及び第 61 条第 1 項の規定の適用については，これらの規定中「第 52 条」とあるのは，「第 52 条並びに附則第 15 条第 1 項」とする。</u></p> <p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第 32 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は，第 103 条の規定にかかわらず，当分の間，1,000 本につ</p>

改正案	現行
<p>き2,495円とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第42条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定</p>	<p>き2,190円とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第42条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)について</p> <p>_____，</p> <p>平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分_____</p> <p>_____の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年_____において生じなかつたものとみなす。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第21条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</p> <p>3 第1項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定</p>

改正案	現行
<p>する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>当該親族資産損失額が生じた年</u>において生じなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、平成23年度分の第29条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p><u>第44条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</u></p>	<p>する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、<u>平成23年</u>において生じなかつたものとみなす。</p> <p>4 <u>第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第21条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</u></p> <p>5 第1項の規定は、平成23年度分の第29条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</p>